

奈良県内水面漁場管理委員会告示第二号

奈良県内水面漁場管理委員会規程（平成八年十月奈良県内水面漁場管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

奈良県内水面漁場管理委員会会長 渡 邊 勝 敏

第三条第二項第四号中「奈良県個人情報保護条例（平成十二年三月奈良県条例第三十二号）」を「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改める。